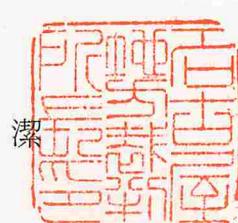


名地裁総第 886 号

令和 2 年 9 月 8 日

山 中 理 司 様

名古屋地方裁判所長 拝 豐



司法行政文書開示通知書

4 月 10 日付け（同月 13 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 4 月 17 日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う裁判所の業務継続を確保するための事務処理態勢の整備について」（司法記者クラブ加盟社宛）（片面で 2 枚）
- (2) 「お知らせ（令和 2 年 4 月 17 日現在）」と題する書面（片面で 1 枚）
- (3) 「お知らせ（令和 2 年 5 月 8 日現在）」と題する書面（片面で 1 枚）
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について（名古屋簡易裁判所版）（片面で 2 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話 052（203）9802

令和2年4月17日

司法記者クラブ加盟社 各位

名古屋高等裁判所事務局総務課

名古屋地方裁判所事務局総務課

名古屋家庭裁判所事務局総務課

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う裁判所の
業務継続を確保するための事務処理態勢の整備について**

内閣総理大臣による緊急事態宣言の対象地域が4月16日に拡大されたこと及び愛知県知事から外出自粛の要請が出されていることを踏まえ、名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所（支部を含む。）及び名古屋家庭裁判所（支部を含む。）並びに名古屋地裁管内簡易裁判所においては、4月17日から5月6日までの間、その役割を維持するために必要な業務等を継続し、その他の業務は縮小又は中断することとし、これらを踏まえた人員態勢を組むこととしましたので、お知らせいたします。

具体的な事務処理態勢については、別紙のとおりです。

(別紙)

文書の受付に関する事務については継続することとし、次の事務については、個々の事案ごとに判断することとなるが、原則として継続することとする。

- (1) 民事事件においては、保全、DV事件及び人身保護に関する事務、特に緊急性のある執行、倒産及び抗告事件に関する事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務
- (2) 刑事事件においては、令状に関する事務、医療觀察事件、準抗告事件及び在庁略式事件に関する事務、被告人が身柄拘束されており、審理を行う必要性が高い事件に関する事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務
- (3) 家事事件においては、保全事件等の緊急性の高い事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務及び調査事務
- (4) 少年事件においては、身柄事件の審判関係事務や、観護措置手続に関する事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務及び調査事務

なお、これらの事務処理態勢は、状況を踏まえて変更することがあり得る。

以 上

お知らせ（令和2年4月17日現在）

当庁破産係（本庁、一宮支部、岡崎支部、豊橋支部）では、現状を踏まえ、業務縮小に伴い、5月1日（金）までに期日指定されている債権者集会は、すべて延期することとし、実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は当該期日にお越しになる必要はありません。

なお、今後の状況によっては、5月7日以降の債権者集会を延期することがありますので、最新の情報をホームページにより御確認くださるようお願いします。

当係の債権者集会以外の期日や、破産事件以外の事件については、個別に各担当部署に御確認ください。

ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止のため、御理解と御協力をお願い申し上げます。

お知らせ（令和2年5月8日現在）

当庁破産係（本庁、一宮支部、岡崎支部、豊橋支部）では、現状を踏まえ、業務縮小に伴い、5月22日（金）までに期日指定されている債権者集会は、すべて延期することとし、実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は当該期日にお越しになる必要はありません。

なお、今後の状況によっては、5月25日以降の債権者集会を延期することがありますので、最新の情報をホームページにより御確認くださるようお願いします。

当係の債権者集会以外の期日や、破産事件以外の事件については、個別に各担当部署に御確認ください。

ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止のため、御理解と御協力をお願い申し上げます。

【名古屋簡易裁判所版】

○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び愛知県の外出自粛要請等を踏まえ、名古屋簡易裁判所において、5月6日までに実施される予定であった期日については以下のとおり取り扱われます。

民事事件については、「名古屋簡易裁判所における民事事件の取扱いについて」を御確認ください。

刑事事件については、保釈などの緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

名古屋簡易裁判所における民事事件の取扱いについて(令和2年4月17日現在)

担当部署	事件の種類	事件符号	対応
民事1係～7係	民事訴訟事件	(ハ)	5月6日までの間に指定されている裁判手続は原則として取り消します。 その後の手続の日時は追って指定します。
調停係(調停別館)	民事調停事件	(ノ), (ユ), (メ)等	5月6日までの間に指定されている調停手続は原則として取り消します。 その後の手続の日時は追って指定します。
	特定調停事件	(特ノ)	
訟廷事務室督促係	支払督促事件	(ロ)	事件の受付のみ行います。
訟廷事務室保全係	保全事件	(ト)	継続して処理を行います。
	和解事件	(イ)	事件の受付のみ行います。
訟廷事務室事件係	過料事件, 公示催告事件	(ア), (ヘ)	事件の受付のみ行います。
民事8係	少額訴訟事件	(少コ)	5月6日までの間に指定されている裁判手続は原則として取り消します。
	少額訴訟判決に対する異議申立事件	(少エ)	
	少額訴訟債権執行事件	(少ル)	その後の手続の日時は追って指定します。